

PROFILE

経営実践研究会、以下『経実会』は、法人企業に対して「在り方」を基に、学び、実践し、伝播する。未来創造企業の人材を育成する研究と探求する事を目的に誕生しました。経済的活動と社会的活動を融合させるための『 commons 』を提供し未来創造企業を生み出し、持続可能社会構築を目指しています。

役員メンバー紹介

○会 長 (株)シーエフエス	代表取締役	藤岡俊雄
○代表世話人 (株)フォーユーカンパニー 秋葉原社会保険労務士事務所	代表取締役 代表	宮本宏治 脊尾大雅
○幹 事 (株)一三三工業所 (株)タイタンコミュニケーションズ	代表取締役 代表取締役	一三健夫 林 秀紀
○副 幹 事 (株)コミュニティーアーティスト	代表取締役	福井英人
○世 話 人 アクセス・スタートアップ(株) (株)不知火 Beautiful Home COTTON (有)TRコーポレーション (株)グローレン	代表取締役 代表取締役 代表 代表取締役 代表取締役	石田友洋 大川勇貴 田中政靖 福森鈴子 香坂公嗣

事務局

(株)シーエフエス	取締役	及川政孝
-----------	-----	------

企業会員の会費について

●入会金	10,000円 (税別)
●年会費	120,000円 (税別)
各種イベント・セミナー	別途



経営実践研究会 会員特典

正会員 (企業会員) 特典

- ・各種セミナーを会員価格で受講出来る
- ・在り方大学・講演会に会員価格で参加出来る
- ・経実会の主催する定例会に会員価格で参加出来る
- ・国内・海外視察研修ツアー参加資格 (参加の場合、別途有料)
- ・未来創造企業認定への学びに参加出来る

一般会員特典 期間限定募集

- ・特別講演に会員価格で参加出来る
- ・経実会の主催する定例会に会員価格で参加出来る
- ・特別講演後の懇親会に参加することが出来る
- ・インタビュー取材の同行

※在り方大学は「企業会員」のみが参加できるものとする

経営実践研究会 会員規約

[CHAPTER 1 規則]

第1条 (目的)

本会員組織は経営実践研究会(以下『経実会』という)が、以下の目的を持って運営する。

- 1.法人会員に対するセミナー、講演会、イベントによる学問支援
- 2.経営者と共に社員教育を実践的に行人財育成支援
- 3.会員相互間による情報交換、交流等による新規サービス創出の支援
- 4.良い企業を目指し、発展するための支援
- 5.その他、会員に対する総合支援サービスの提供

[CHAPTER 2 会員]

第2条 (会員の種類)

本会員組織は20歳以上の経営者より構成される。

第3条 (会員条件)

所定の入会手続きと月会費または、年会費を納めていること。

[CHAPTER 3 入退会]

第4条 (入会方法)

本会員組織への入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとし、現会員の紹介が必要。又、会費の払込を経て、会員資格が発生するものとする。

第5条 (入会審査)

経実会は入会希望者があった場合、すみやかに入会審査を行うものとする。入会希望者の中で、以下の条件に該当すると経実会が判断した場合は、経実会は入会を拒否する事が出来る。

- 1.公序良俗に反するビジネスを現在営んでいる、もしくは将来営もうとする者
- 2.マルチ商法など営業を目的に入会を希望するもの
- 3.特定の企業、政党、宗教活動等を目的に入会を希望するもの
- 4.他、経実会が会員として不適と認めたる者

第6条 (会費)

会費は、各種年額(消費税別)とする。ただし、経実会は経済情勢の変動、あるいはサービスの拡充のために年会費を改定することができるものとする。

会費は、年一括払い(振込)にて支払うものとする。更新からは、月払い(口座振替)もしくは年一括払い(振込)にて支払うものとする。

第7条 (会員期間・更新・退会・再入会)

- 1.会員期間は1ヶ年毎、解約の申し出が無い限り自動継続するものとする。
- 2.2ヶ月連月で入金確認が取れなかった場合、自動退会とする。ただし、解約までの2ヶ月分の会費は請求するものとする。納付のなかった場合、年14.5%の遅延損害金を徴収する。
- 3.再入会を希望する者は経実会に対して所定の再入会手続きをし、会費を速やかに納付する事で再入会出来る。

第8条 (除名処分)

経実会は会員が以下の事項に該当すると認めた場合、又当該すると認めた場合、当該会員を本会員組織から除名する事が出来る。除名処分を受けた者は、再入会を一切認めないものとする。

- 1.入会后、第5条1.2.3.4項に該当する行為を行った場合
- 2.経実会および他の会員の名誉を著しく傷つける行為があった場合
- 3.本会則、および経実会の定める規則に違反した場合
- 4.その他、経実会が除名する事が会全体の利益になると判断した場合

第9条 (会員資格の譲渡)

会員資格を譲渡する事は出来ない。

第10条 (解約・返金)

- 1.退会を希望する者は、退会希望月の前月末日までに書面にて経実会まで通知するものとする。
- 2.納付した会費は、一切返金しないものとする。

[CHAPTER 4 その他]

第11条 (自己責任)

会員は自己責任において本会員組織に入会するものとする。経実会が提供するセミナー等各種サービスに対処して発生した事故・損害、および会員間トラブルについては、経実会は一切責任を負わないものとする。

第12条 (知的所有権)

経実会が提供する情報および各種資料についての知的所有権等はすべて経実会に所属するものとし、会員は経実会の許可なくこれを使用してはならない。

第13条 (会員規約の改正等)

- 1.会員規約の改正、および会員組織運営上必要と認められる細則の制定は、経実会が独自の判断で行えるものとし、その効力は全会員に及ぶものとする。
- 2.前項の場合、経実会は会員への変更通知を省略することが出来る。ただし、会員は経実会に対して最新の会員規約等を請求する事が出来るものとし、経実会はこれに応じなくてはならない。

第14条 (会員規約の発効)

本会員規約は令和元年10月1日より発効する。